

## 液状化被害を受けた宅地復旧の支援に関する説明会（液状化被災宅地等復旧支援事業）

開催日：令和6年8月11日 会場：黒崎市民会館

No	ご質問・ご意見	市の考え方
1	半壊で建て替えを行うが、除却したときに既存の基礎を撤去する際の地盤の整地や基礎のやり直し（再建築）も対象になるのか？	住宅の建て替えに伴う基礎の整地ややり直しについては、本制度の対象外。
2	「申請書類のつくりかたガイド」について【第1版】令和6年8月11日となっているが、制度の拡充などで更新される可能性はあるか？	今のところ制度の拡充は考えていないが、制度運営が進んで行く中で「申請書類のつくりかたガイド」を更新する可能性はある。その際は市HP等でお知らせする。
3	今回の支援制度について、既存の支援制度を活用したものは控除されると聞いたが、被災者生活再建支援金についても、控除の対象なのか？	被災者生活再建支援金については控除の対象外。
4	例えば、住宅修繕支援で大規模半壊であれば100万円と傾斜修繕加算の50万円が活用できるが、控除される額は150万円という理解で良いか？	その通り。
5	既存の支援制度とは異なり、被災程度で区分しない一律の支援金額という事でよいか？	その通り。
6	駐車場の土間部分は市道とのすり付けがあるので、市道の工事を待っているが数年先と言われている。今回の制度を申請する時には、道路工事を待ってからがいいのか？	現時点では実績報告書の提出期限をR7.3.14までとしているが、議会への予算手続き等の調整を行い、次年度への繰り越しも検討している。申請状況次第ではあるが、事業としては2026年までの3年間を考えている。この期間内であれば、市道の工事を待って申請いただいて構わないようにしていきたい。

## 液状化被害を受けた宅地復旧の支援に関する説明会（液状化被災宅地等復旧支援事業）

開催日：令和6年8月11日 会場：黒崎市民会館

No	ご質問・ご意見	市の考え方
7	アパートを経営している。本制度では賃貸住宅は対象外となっているが、アパートも住宅の提供の形なので対象とならないか？	賃貸住宅は今回の制度では対象としていない。そのようなご意見があることを引き続き国等へ届けていきたい。
8	街区単位での液状化対策について、工事を進めるには住民の同意が必要と聞いているが、今回の制度が出来たことによって同意に対する足かせになるのではと考えているが、現段階で対象エリアなどは決まっているのか？	街区単位での液状化対策については、現時点でエリアなどをお示しできる段階ではない。学識者等との検討会議を経て、今後、追加の土質調査や工法の検討を進める中で、対象とするエリアをお示ししていきたい。
9	基礎からの傾斜修繕は対象となっているが、土台上げ工法については基礎部分そのままなので対象外か？	建物の傾きを基礎から修繕するものが本制度の対象であり、土台上げ工法についても対象としている。
10	申請期限がR7.3/14となっているが、申請後に次年度になることもあると思うがその場合はどうなるのか？	現時点では実績報告書の提出期限をR7.3.14までとしているが、議会への予算手続き等の調整を行い、次年度の繰り越しも検討している。申請状況次第ではあるが、事業としては2026年までの3年間を考えている。
11	既存の支援制度での使った金額を今回の支援制度の金額から控除するという事だが、これについて伺いたい	既存の支援制度を使っている方とこれから支援制度を使う方で不公平が生じないように、住宅の支援制度を使った金額を差し引くという形にした。
12	既存の支援制度で既に申請したものについて、今回の支援制度を使った方が有利だとなった場合には、申請の取り下げは可能か？	今回の宅地の支援制度は、既存の支援制度の支援額を控除することとしており、支援の総額に差が生じないように制度設計している。このため、既存の支援制度を先に利用していても、支援額の面で不利になることはないと考えている。

## 液状化被害を受けた宅地復旧の支援に関する説明会（液状化被災宅地等復旧支援事業）

開催日：令和6年8月11日 会場：黒崎市民会館

No	ご質問・ご意見	市の考え方
13	住宅の傾斜修理を予定していて複数の工事見積があつて、その中に配管の修理がある。配管修理も対象なのか？ また、傾斜修復工事の際に土間を直すという場合には傾斜修復の工事業者は土間の修繕は対応できないと言われた。その場合、見積が2枚になっても構わないか？	配管工事だけでは本制度の対象外。見積りの内容で見ていくので、例えば見積書が複数枚（複数社分）でも構わない。
14	民地の境界の調査については本制度の対象か？	市が管理する道路との境界については、区役所建設課にお問い合わせいただきたい。 隣地（民地）同士の境界については、土地家屋調査士にご相談いただくか、弁護士の無料相談をご利用いただきたい。
15	既存制度で使った見積書は、今回の宅地支援制度でも使えるか？	既存制度で使った見積書も利用できる。（一枚の見積書で、既存の住宅の支援制度と今回の宅地の支援制度を利用可能）

## 液状化被害を受けた宅地復旧の支援に関する説明会（液状化被災宅地等復旧支援事業）

開催日：令和6年8月12日 会場：西新潟市民会館

No	ご質問・ご意見	市の考え方
1	敷地の大きさはそれぞれ違うので、その点を考慮してほしい。	石川県や富山県と同じように、敷地の大小に関わらず一律の上限としている。
2	店舗等との併用住宅の場合、「なりわい（再建支援）制度」と、宅地復旧支援制度は重複して使えないか？	店舗等との併用住宅の場合は、住宅部分の宅地のみが対象であり、店舗のみで使用する駐車場などは対象外。「なりわい（再建支援）制度」と重複する部分がないよう工事費を区分して、補助額の算定を行うことは可能。
3	店舗等との併用住宅の隣に「別館（別棟）」があり、罹災証明書ではなく「被災届出証明書」が発行されているがこの制度は使えないのか？	今回の制度は、住宅の用に供されていること、罹災証明書で準半壊以上（一部損壊でも液状化により相応の宅地被害が認めれるものを含む）と判定された住宅であることなどが要件であることから、住家以外の建物等について発行する「被災届出証明書」では制度の要件を満たさない。
4	宅地等復旧支援制度の申請期限と工事実施の期限はどうなっているのか？	現時点では実績報告書の提出期限をR7.3.14までとしているが、議会への予算手続き等の調整を行い、次年度の繰り越しも検討している。申請状況次第ではあるが、事業としては2026年までの3年間を考えている。
5	一部損壊の場合の「相応の被害」とは、どの程度なら認められるのか？	地盤の亀裂や噴砂、地盤の隆起などの決まりがあるが、一部損壊の「宅地の相応の被害」の解説をご確認いただき、詳しくは相談窓口で相談していただきたい。
6	地域の「復興支援員」の設置の検討はどうなっているか？	個別訪問により、孤立するおそれのある方への見守りや日常生活上の相談を行うとともに、支援機関へつなぐ等の支援を行う「被災者見守り・相談支援等事業」8月末から実施する予定。

## 液状化被害を受けた宅地復旧の支援に関する説明会（液状化被災宅地等復旧支援事業）

開催日：令和6年8月12日 会場：西新潟市民会館

No	ご質問・ご意見	市の考え方
7	敷地の境界がわからず、どうしたらよいか？	市が管理する道路との境界については、区役所建設課にお問い合わせいただきたい。 隣地（民地）同士の境界については、土地家屋調査士にご相談いただくか、弁護士の無料相談をご利用いただきたい。
8	この支援金を受けた場合、借り家の支援は受けられるのか？	今回の宅地の支援制度は、仮住まいの支援を対象としていない。引越し費用の支援については制度が別にあるので、お問い合わせいただきたい。 ○問い合わせ先 「被災者転居費支援事業」新潟市建築部住環境政策課 025-226-2821
9	家の周り（敷地境界）にヒビが入っており、水が清水のように流れている。信濃川の影響の場合、国の話だと思うが対応を検討してもらいたい。	新潟市内は地下水位が高いところが多い。個別具体的な話なので、別途相談してもらいたい。
10	下水道にひび割れがあるかもしれない。どうしたらよいか？	公共ますまで接続する宅地内の排水設備は所有者で対応していただくことになる。 公共ますを含めその先の下水道管については市管理と考えられるので、担当部署にお問い合わせいただきたい。 ○問い合わせ先 新潟市下水道部下水道管理センター 025-281-9062
11	補助金の控除について、「生活再建支援金」も控除されるのか？	生活再建支援金は控除しない。
12	既に土台上げ工事を実施しているが、追加で地盤改良工事を実施した場合は対象になるのか？	傾斜修復する土台上げ工事と、沈下防止のための地盤改良工事を併用する場合も対象となる。ただし、既に実施した土台上げ工事を手直す工事は対象にならない。

## 液状化被害を受けた宅地復旧の支援に関する説明会（液状化被災宅地等復旧支援事業）

開催日：令和6年8月12日 会場：西新潟市民会館

No	ご質問・ご意見	市の考え方
13	宅地の支援と道路は関連があるので、スケジュールなどはセットで考えるべき。	現時点では宅地復旧支援制度の実績報告書の提出期限をR7.3.14までとしているが、議会への予算手続き等の調整を行い、事業としては2026年までの3年間を考えている。この期間内であれば、市道の工事を待って申請いただいて構わないようにしていきたい。
14	道路のレベルが上がるのが、下がるのか、住民への説明が足りてない。	公道の復旧に向け、令和6年6月下旬から順次、沿線にお住まいの皆様と道路の復旧高さにかかる現地立会を開始している。現状、すべてご案内できていないが、できるだけ早く進めていきたい。
15	道路が凸凹になっている。	道路の応急的な修理はその都度対応しているので、区役所建設課までご連絡いただきたい。

# 液状化被害を受けた宅地復旧の支援に関する説明会（液状化被災宅地等復旧支援事業）

開催日：令和6年8月21日 会場：曾野木地区公民館

No	ご質問・ご意見	市の考え方
1	新潟地震の際にも液状化があったにもかかわらず、液状化の恐れがある川などを埋め立てて宅地化していったのはなぜか？	<p>歴史上、信濃川は蛇行による大洪水が何度も発生しており、蛇行部を真っすぐにする河川改修が行われたとの記録がある。その際土地の交換などが行われ、旧河道箇所土地利用がはじまったとのことであるが、遅くとも明治以前の話しであることはご理解願いたい。</p> <p>本市は、緩い地質のゼロメートル地帯が広がり、地下水が高く、旧河道地以外でも液状化のしやすい地域が多いという特異性がある。これは越後平野が信濃川、阿賀野川が洪水のたびに蛇行を繰り返し、河道を変えながら土砂を堆積した沖積平野であるためである。</p> <p>液状化については、土砂災害警戒区域のような、土地利用に関する個別の規制法による位置づけはなく、液状化を前提とした土地に対する基準や規制はないところであるが、2012年発行の「液状化しやすさマップ」の周知などに努め、ご自身の土地の液状化リスクを確認していただき、利用方法に応じた対策を講じていただくよう働きかけていきたい。</p>
2	農業用排水路が設置されており、その水路の並びの数の家屋が傾いているように見える。水路が液状化被害を拡大させたというようなことは考えられるか？	<p>（個別の事案に対する見解が出されることはないが）今回の液状化発生の要因は、有識者からご意見を伺いながら、今後解析を進めていきたい。</p>
3	一部損壊の場合、相応の被害があることが支援の要件になっているが、私の地区は液状化の路線に指定されているらしい。その指定を持って要件を満たすことになるか？	<p>一部損壊については写真などで宅地内の被害の状況を確認し、複数のひび割れなど一定程度以上の液状化による被害などが生じている場合に支援の対象となる。</p>
4	柏崎市の山本地区では街区で面的な液状化対策を行ったと聞いた。仮に今回の支援制度を使って個々の宅地で液状化対策を行った後に、街区で液状化対策をした場合にはどうなるのか？	<p>面的な液状化対策や街区単位の対策とは、市が直接的に個人の宅地内の復旧工事を行うものではない。市が検討している面的な液状化対策は、あらゆる地震の大きさや揺れの時間に液状化が発生しないというものではない。そのため個人のみなまで液状化対策を先行していただいた場合、より強固な対策となるため、決して無駄になることはないと考えている。</p>
5	カーポートも支援の対象になるか？	<p>カーポートの柱や屋根については対象外だが、沈下や亀裂などが生じた土間コンクリート部分については地盤の復旧として対象となる。（ただし、車庫内の土間コンクリートは対象外となるため注意が必要）</p>
6	建物の傾斜修繕をする際に配管などの高さが変わってしまうので、配管工事も対象となるのか？	<p>配管工事は原則対象外だが、傾斜修復の施工上やむを得ない最低程度の配管の撤去までは対象となる。</p>

## 液状化被害を受けた宅地復旧の支援に関する説明会（液状化被災宅地等復旧支援事業）

開催日：令和6年8月21日 会場：曾野木地区公民館

No	ご質問・ご意見	市の考え方
7	道路の工事が終わってから宅地の工事を行いたいと考えているが申請期限はいつまでか？	現時点では実績報告書の提出期限をR7.3.14までとしているが、期間内に工事が完了しないことも想定し、議会への予算手続き等の調整を行い、次年度以降に工事が延びても補助対象とできるよう検討していく。
8	工事業者から「地盤が弱くなっているので道路工事の際に住宅に影響が出るかもしれない」と言われた。道路工事の前に住宅の修繕を行っていいものか？	道路の工事を行う際には周辺の住宅に影響が出ないように施工業者が対策を行うものとする。住宅の傾斜をそのままにしておく健康被害などの恐れがあるため、まずは生活の再建をご検討いただきたい。
9	道路の復旧を行う際に道路の高さの目安が示されたが、道路の工事をする際にもう一度高さが示されるのか？	市道の復旧工事の際には道路と宅地の擦りつけは行うが、宅地の工事を行う際には道路の復旧の高さを確認されることをお勧めする。
10	私道災害復旧支援制度の申請をしたが、道路の復旧高さが分からないと宅地内の復旧が進められない。いつ頃高さが示されるのか。	私道の復旧方法については、申請路線ごとに申請代表者（地域住民等）と施工業者とで現地確認を行い決定しているため、進捗状況の確認は申請代表者より担当者へ問い合わせをしていただきたい。
11	地震の影響で境界がずれているがどうしたらいいか？	市が管理する道路との境界については、区役所建設課にお問い合わせいただきたい。 隣地（民地）同士の境界については、土地家屋調査士にご相談いただくか、弁護士の無料相談をご利用いただきたい。